

〔事案 22-8〕 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 10 月 12 日 和解成立

<事案の概要>

既に解約した保険について、募集人の不告知教唆により契約したものであるため無効であり、既払込保険料全額の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

営業担当者の勧めで平成 15 年 2 月、積立保険に加入した際、心臓病の持病があると営業担当者に伝えたところ、その事実を告げずに契約をするように勧められ、保険の詳細な内容説明も受けないまま、2 年間保険を使うなどと言われ、加入申込みをした。

その後、妻から、告知義務違反で保険金が支払われないのではないか？と言われ、担当者を問い質したところ、「保険金は支払われない」との回答があった。担当者を信じて加入したのに、騙されたとの強い憤りを感じ、平成 17 年 12 月に同保険を解約したが、解約返戻金は払い込んだ保険料の 1 割にも満たないわずかなものだった。

募集者が不告知教唆を認めたことから、既払込保険料約 36 万円のうち 27 万円を支払うように募集者に求めたところ、募集者は 3 年間で支払う旨の念書を書いたものの、6 万円が支払われただけで、支払が滞り、担当者からそれ以降支払いがない。

もともと、同保険は営業担当者の不告知教唆により契約したもので契約は無効であり、不告知教唆の事実を担当者も相手方会社も認めているのだから、払い込んだ保険料(実質的には既払込保険料からすでに受け取っている解約返戻金を控除した金額)を返還して欲しい。

<保険会社の主張>

不告知教唆の事実を認めるものの、下記の理由により、保険料返還請求には応じることはできない。

- (1) 当該契約締結時に、不告知教唆があったことを募集者は自認しているため、当社は告知義務違反の解除権行使はできず、申込内容どおりの保障を提供することとなる。
- (2) 契約継続中、申立人は保険による利益を受けていた。
- (3) 募集人が解約を誘導したのではなく、申立人が「保険をかける意味がない」として解約したものである。
- (4) 営業担当者による不告知教唆により被保険者の正当な告知がなされなかった場合は、保険会社はその契約を解除することができない、としている。
- (5) 解約は、契約から給付金請求事由が発生せずに 2 年間を経過して解除権が消滅した後になされたものであり、その段階では不告知教唆による影響が既に消滅していた。

<裁定の概要>

申立人の主張の法的根拠は不明だが、裁定審査会では、契約時の告知義務違反の教唆について不法行為に基づく損害賠償請求と理解し、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等書面の内容にもとづいて下記のとおり審理を行い、審査会として

の見解を保険会社に伝えたところ、保険会社より和解案の提示があった。

同案について検討した結果、同和解案は妥当なものであると考え、生命保険相談所規程第41条第1項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。

- (1) 不告知教唆をして保険契約者に損害を与えれば、保険募集人は契約者に対し、不法行為に基づく損害賠償責任を負うことになり、また、保険会社は一方においては虚偽告知による被害者だが、他方、募集人の雇用者として募集人の不法行為については、民法715条により使用者責任を負うことになる。
- (2) 本件解約時には相手方会社の主張するとおり、契約から2年を経過して、相手方会社は既に告知義務違反による解除ができなかったのであり、かつ募集人が不告知教唆をした場合には、相手方会社は信義則上解除権を行使できないので、この段階で申立人には損害は存在しなかった。

ところが、この点について募集人は申立人に対し、正確に説明をする義務があるところ、かかる説明をせずに申立人に、保険契約に基づく給付金は出ないものと誤信させて、契約を解約する動機を形成させた。これは説明義務違反であり、同じく不法行為あるいは債務不履行となる。従って、かかる不正確な説明をしたことによって、契約者に損害を与えた場合には、同じく損害賠償責任を負う。

- (3) このような誤った説明に基づいて、申立人が契約を解約したことは、募集人の説明義務違反であるが、かかる事態に至った原因は申立人の告知義務違反に起因するものであり、一連の行為として評価する必要がある。

本件の告知義務違反は、募集人の教唆によることが明らかなが、申立人においても、契約にあたって告知義務があり、かつ自分のした告知がこの義務に違反することをよく知っていたながら、事実と異なる告知をしたもので、申立人も相応の責任がある。

更に、相手方会社に問い合わせれば、既に解除権を行使できないことが分かったはずだが、問い合わせをしなかったのは、自ら告知義務に違反していることが明らかとなる故であると推測でき、契約の解約が必要であると誤信したことについても、募集人だけではなく申立人にも責任がある。